

「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」の制定に際し、
意見公募手続きを実施しなかった理由について

令和7年6月13日
農 林 水 産 省

今般制定された「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第213号）」については、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第1号に該当するため、意見公募手続きを実施いたしませんでした。

（参照条文）行政手続法 抄

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二・三 （略）